土木工事施工管理基準

(決済番号24交建工第1459号)

平成 2 5 年 4 月 東京都交通局 建設工務部

目 次

	土	:木	エ	事	施	工	管	理	基	準		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
別表	₹ —	1	出	来	形	管	理	基	準		•										•	•	•		•							•	•	5
1	l .	地	下	鉄	構	造	物	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
2	2.	地	下	軌	道	工	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
3	3.	路	面	軌	道	工	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
4	1.	基	礎	工	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
5	5.	コ	ン	ク	IJ	_	}	エ	(地	下	構	造	物	を	除	<)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
6	S .	街	築	エ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
7	7.	舗	装	工	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
8	3.	塗	装	工					•	•		•	•	•	•	•	•					•	•		•	•	•	•	•			•		22
別表	₹ —	2	品	質	管	理:	基	準	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
1	L .	コ	ン	ク	IJ	_	1	及	び	コ	ン	ク	IJ	_	1	舗	装	0)	品	質	管	理	•			•	•	•			•	•	•	25
2	2.	軌	道	工	事	0)	品	質	管	理	•	•		•		•	•	•			•	•	•			•	•	•			•	•		30
3	3.	ア	ス	フ	ア	ル	1	舗	装	0)	品	質	管	理		•	•	•			•		•	•		•					•	•	•	37
参	多考	資	料		ア	ス	フ	ア	ル	<u>۲</u>	混	合	物	事	前	審	查	制	度	に	つ	ļγ	て								•			51

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準は、「東京都交通局土木工事標準仕様書」(以下、「標準仕様書」という。)1.3.5に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

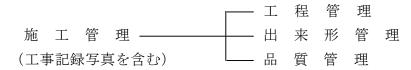
1. 目 的

この基準は、土木工事の施行について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、東京都交通局建設工務部が施行する土木工事に適用する。ただし、設計 図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施 工条件等により、この基準によりがたい場合は別途協議する。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 工程管理
- ①受注者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- ②受注者は、工程の管理については、標準仕様書1.2.3 に規定する施工計画書に基づき、適切に行わなければならない。
 - (2) 出来形管理
 - ① 受注者は、出来形管理については、測定(試験)等を工事の施工と並行して、別表-1の出来形管理基準に基づき、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
 - ② 出来形管理は、設計値を目標として行うものとし、出来形管理基準により測定(試験)した実測値は、すべてその規格値を満足しなければならない。
 - ③ 道路占用工事・受託工事等、工事完了後、各管理者へ引継ぎを行う箇所・工種においては、引継ぎ先の出来形管理基準に基づいて管理を行うこと。
 - (3) 品質管理
- ① 受注者は、品質管理については、測定(試験)等を工事の施工と並行して、別表-2 の品質管理基準に基づき、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければな らない。

- ② 品質管理は、土木材料仕様書又は特記仕様書に定めた品質規格値を目標として行うものとし、品質管理基準により測定(試験)した実測値は、すべてその規格値を満足しなければならない。
- ③ 道路占用工事・受託工事等、工事完了後、各管理者へ引継ぎを行う箇所・工種においては、引継ぎ先の品質管理基準に基づいて管理を行うこと。

(4) 工事記録写真管理

受注者は工事記録写真の管理を標準仕様書1.3.11及び工事記録写真撮影基準に基づき、適切に行わなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク(PERT)方式又はバーチャート方式等)により作成した実施工程表により行わなければならない。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事については、監督員の承諾を得た上で省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び管理基準により実測し、 設計値と実測値を対比して記録した出来形図、測定結果表等を作成し、管理しなければならない。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び管理基準により 管理し、その管理内容に応じて、測定記録、各種報告書を作成し管理しなければな らない。

(4) 工事記録写真

受注者は、工事記録写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を「工事記録写真撮影基準」により撮影し、工事記録写真帳に整理しなければならない。

6. 記録の提出

- (1) 受注者は、測定(試験)等の結果について、施工管理記録(測定結果表、各種報告書、工事記録写真、試験成績表、品質証明書等)を工事と並行して作成し、適切な管理の下に保管し、監督員の請求に対し直ちに提示しなければならない。
- (2) 受注者は、工事が完了したときは、施工管理記録を取りまとめ、速やかに監督 員に提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (3) 道路占用工事・受託工事等、工事完了後、各管理者へ引継ぎを行う箇所・工種については、引継ぎ先の施工管理基準に準拠して記録を整理・編集し、引継ぎ時の資料として別途提出すること。

7. 是正措置

(1) 工程管理

受注者は、全体及び重要な工種の工程に遅れが生じたときは、直ちに原因を究明し、改善策を立て監督員と協議すること。

(2) 出来形管理

受注者は、測定値が、設計(規格)値に対し偏向を示したり、バラツキが大きい場合は、直ちに原因を究明し、その改善を図ること。

(3) 品質管理

受注者は、測定(試験)値が、規格値を外れた場合は、直ちに原因を究明し、改善策を立て、監督員に報告の上その指示を受けること。

(4) 工事記録写真

受注者は工事記録写真について、撮影後に目的を満たしていないことが判明した場合には、直ちにその改善策を講じること。

付 則 (14交建工第829号)

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (24交建工第1459号)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

- 4 -

出来形管理基準

1. 地下鉄構造物

			ı	象	規規	各 値	管理基準	摘
	Ι.	種 	測	定項目	(単	单位 mm)		
1	開	横断部	厚さ	T1, T2, T3	+20	-10	測定位置は、5m間隔の各測点毎 及び断面変化点で測定。	
ン	削卜		厚さ	·径 A	+20	-10	次 0 时面 灰 旧 灬 C 读 定。	動心,H H 動心
ネ	ンネ		幅	W	±	50		
ル	ル		тш	W 1	±	30		$\begin{array}{c c} T2 & \hline & W1 & \hline & & & & & & & & & & & & & & & & & $
部			高さ	Н	<u>±</u>	30		T3
			軌心	との離れ a	<u>±</u>	30		設計値に固定
		縦断部	厚さ	・径 B	+20	-10	全て測定。	
			幅	С	<u>+</u>	30		
								\xrightarrow{B}
								i i į į
		ールド トンネル	真円	度 D1, D2	<u>±</u>	50	測定位置は、20m間隔の各測点毎及び断面変化点で測定。	
		(線、複線共)						DI
								$\left(\left(\begin{array}{c c} & D2 \end{array}\right)\right)$
								セグメント

- 6 -

		対		規格値	管 理 基 準	摘 要
	工 種	測	定項目	(単位 mm)		
駅	中間層	厚さ	T1, T2	+20 -10	測定位置は、5m間隔の各測点毎 及び断面変化点で測定。	
		厚さ	·径 A	+20 -10	人 6 时 画 久 旧 灬 (闪	TI
		幅	W	± 50		
		ТШ	W 1	± 30		$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$
部		高さ	Н	± 30		7
НЬ						
	軌道階	厚さ	T1, T2, T3	+20 -10	測定位置は、5m間隔の各測点毎 及び断面変化点で測定。	
	(島式ホーム)	厚さ	·径 A	+20 -10	人	
		幅	W	± 50		T
		ТШ	W 1	± 30		
		高さ	Н	± 30		$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$
		軌心	との離れ a	± 30		
		ホー	ム幅	有効長	始終端、中央、階段横を測定。	T3
		ホーム延長		有効長	上下線それぞれを測定。	• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
						設計値に固定

	測 工 種	対象 測定項目	規 格 値 (単位 mm)	管 理 基 準	摘 要
駅部	軌道階 (相対式ホーム)	厚さ T1, T2, T3 厚さ・径 A 個 W W1 高さ H 軌心との離れ a	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	測定位置は、5m間隔の各測点毎及び断面変化点で測定。	T2 H A W1 A H A H A H A H A H A H A H A H A H A
	・出入り口 ・連絡通路 ・換気口 ・エレヘ゛ータタ゛クト	厚さ T1, T2, T3 幅 W 高さ H	$+20 -10$ ± 30 ± 30	構築の両端及び中心で測定。	表計値に固定 T1 H W T2 T3

2. 地下鉄軌道工

定 箇 所	管理基準 協要 L道狂い検査は静的検査とし軌間 土木工事標準仕様書 「第6章第6節仕 Lがり基準」参照
ラニ - デ ' ' ' '	■、高低、通りの4項目について 上がり基準」参照
コニゴビけ	
	ごとに行う。 ロンクリート道床の軌道狂い検査
	いては、コンクリート打設前と 後の計2回行う。
Z	・項目の軌道狂い量の表し方は、 ・とおりとし、単位はmmとする。
	の場合、狂い量は、スラック、 へト及び正矢(縦曲線を含む)を
 コンクリ-	引いたものとする。
卜道床	軌 間大狂いは「+」、縮小狂いは
	」とする。 . 水 準 線部は、起点から終点に向かっ
ß	縁部は、起点がら終点に向かっ 側レールを、曲線部は、内側レ を基準とし、対側レールの高い
 砕石道床	を基準とし、対側レールの高いを「十」、低い場合を「一」とする。
1471	線部は左側レールを、曲線部は
	レールを測定し、高むらの場合 +」、低むらの場合を「-」とする。
	線部は左側レールを、曲線部は
1	いる場合を「+」、軌間内側に
コンクリー	高低及び通りの検測は、長さ10
	、中央点における狂い量を測定
ß	* のとし、高低狂い量について * 糸のたるみ量 1 mm を測定値から - 引く。
ト道床	通 り 線部は左側レールを、曲線部は レールを測定し、軌間内側に いる場合を「一」とする 高低及び通りの検測は、長さ10 糸を張力20N(2 kg f)程度で 、中央点における狂い量を測定 ものとし、高低狂い量にから 糸のたるみ量 1 mmを測定値から

- 9 -

		測 定 対	象		規 格 値	管 理 基 準	摘	要
ì	測気	定 箇 所	測定	至項目	风格他 (単位mm)	官 连 苯 毕	1向	安
_	側		軌	間	+2, -1		土木工事標準仕様書 上がり基準」参照	「第6章第6節仕
般	線	砕石道床	水	準	± 4		上がり基準」参照	
軌	部		高	低	± 5			
道	디디		通	り	± 5			
部	リニ	アクションプ	レート	、高さ	+2,-4	1枚に対して縦断方向の両端及び中央の3箇所(1箇所につき横断方向の左右及び中央の3点)を測定する。		
	本	一般部・クロッシンク*部	軌	間	+2, -1	1. 軌道狂い量の測定位置及び項目は次のとおりとする。		
分	線	·基準線 ·分岐線	水	準	± 2	(1) 軌 間 ア. ポイント部ー前端・後端及び分 岐前端		
	部		高	低	± 2	イ. リード部直線-リード中央 ウ. リード部曲線-リード中央		
岐		・基準線 ・分岐線	通	り	± 3	エ. クロッシング部ー前端・後端 (2) 水 準 ア. ポイント部ー前端・後端及び分		
		・一般部 ・クロッシング部	軌	間	+2, -1	岐前端 イ.リード部直・曲線-リード中央		
部	側線	·基準線 ·分岐線	水	準	± 3	ウ. クロッシング部ー前端・後端 (3)高 低 ア. 取付部ー分岐前端・後端		
口口	部		高	低	± 4	イ. ポイント部ー前端 ウ. リード部直・曲線-リード中央		
		·基準線 ·分岐線	通	ŋ	±5	エ. クロッシング部ー前端・後端 (4)通り ア. ポイント部ー前端 イ. リード部直線ーリード中央		

	測 気	測 宦 箇	定対所	大 象 測定項目	規 格 値 (単位 mm)	管 理 基 準	摘	要
						ウ. リード部曲線-リードレールの 1/4·1/2·3/4の各点 エ. クロッシング部-前端		
分				G=1,067	1, 022~1, 032 (N)	1. バックゲージを測定するときは、 鼻端レールのフローの影響を取り除	土木工事標準仕様書 上がり基準」参照	「第6章第6節仕
岐	ハ゛	ックケ	゛ーシ゛	G=1,372	1, 327~1, 338 (N)	く。 2. クロッシングの交点から6N+60mm	工" 〉至十〕 》	
部				G=1,435	1, 390~1, 401 (N)	の位置、ただしNはクロッシングの 番数		
	リ :	アク	ションフ	プレート高さ	+2, -4	一般軌道部に準じる。		

3. 路面軌道工

		測	定対	象		規格値	管 理	基準	摘	要
Ž	則定	酱	所	測定	項目	規 格 値 (単位 mm)	自 生	巫 中	.) lb)	女
				軌	間	+3, -1	地下鉄軌道工に準じ	る。		
	本	線	部	水	準	± 6				
般	71.	1121	ЫÞ	高	低	± 7				
軌				通	り	± 6				
料儿				軌	間	+3, -1				
道	側	線	部	水	準	± 9				
部	<i>p</i> q	77.4	141	高	低	± 9				
				通	り	± 6				
				軌	間	+3, -1	地下鉄軌道工に準じ	る。		
				水	準	± 6				
	分	岐	部	高	低	± 7				
				通	り	± 6				
				ハ゛ックケ	ケ゛ーシ゛	$1329 \sim 1339$				

4. 基礎工

- 圣炭工				
<u>測定</u> 工 種	対 象 測 定 項 目	 規 格 値 単位 mm)	管 理 基 準	摘 要
 森石基礎	幅 W(m) 延長 厚さ t (cm)	設計値以上 t≥15cm の場合 -30 mm t<10cm の場合 -20 mm	施工延長40mにつき1箇所。施工 延長が40m以下は2箇所測定する。	
場所打杭工	基 準 高 ▽ 偏 心 量 d 根 入 長 杭 径 D	± 50 100以内 設計値以上 設計径(公称径) 以上	全数について杭中心で測定する。 測定結果は、一覧表等にまとめ整 理する。	D: 杭径 $\frac{D}{d} = \sqrt{(x^2+y^2)}$
既製杭工	基準高▽ 偏心量 d 根入長	±50 D/4 かつ 100以内 設計値以上	全数について杭中心で測定する。	d ×

- 13 -

5. コンクリート工(地下鉄構造物を除く)

測定		規格値、	管 理 基 準	摘 要
工 種	測定項目	(単位 mm)		
栗石基礎 砕石基礎	幅 W(m) 延長	設計値以上	施工延長 40mにつき 1 箇所。 施工延長が 40m以下は 2 箇所測定する。	
均しコングリート	厚さt ₁ , t ₂ (cm)	-30		$\begin{array}{c c} t_2 \downarrow & & & & & & & \\ \hline & & & & & & & \\ \hline & & & &$
	基準高▽	±30	施工延長 40mにつき 1 箇所。 施工延長が 40m以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所測定。	
	幅 W1, W2	-20	断面の変化点はすべて測定する。 延長は1施工箇所ごとに測定。	$ W_1\rangle$ $ W_1\rangle$
現場打コンクリート	高さ h <3m h ≦3m	-30 -50		
	床版の高さ	-30		
	厚さ t	-10		
	延長 L L≦30m 30 <l≦100 100<l< td=""><td>-30 -L/1000 -100</td><td></td><td>$\begin{array}{c c} & \downarrow & \downarrow \\ \hline & \uparrow & \downarrow \\ \hline & \downarrow & \downarrow \\ \hline & \uparrow & \downarrow \\ \hline & \downarrow & \downarrow \\ \hline & \uparrow & \downarrow \\ \hline & \downarrow \\ \hline & \downarrow \\ \hline & \downarrow &$</td></l<></l≦100 	-30 -L/1000 -100		$\begin{array}{c c} & \downarrow & \downarrow \\ \hline & \uparrow & \downarrow \\ \hline & \downarrow & \downarrow \\ \hline & \uparrow & \downarrow \\ \hline & \downarrow & \downarrow \\ \hline & \uparrow & \downarrow \\ \hline & \downarrow \\ \hline & \downarrow \\ \hline & \downarrow &$
	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき 1 箇所。 施工延長が 40m以下のものは 1 施工箇	Image: section of the content of the
プレキャスト擁壁工	延 長 L	-100	所につき2箇所測定。 延長は1施工箇所ごとに測定。	

- 14 -

測 定 工 種	対象 測定項目	規 格 値 (単位 mm)	管 理 基 準	摘 要
	基準高▽	±30	両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所を測定。 延長は1施工箇所ごとに測定。	t ₁ t ₂
	厚さ t	-20		
 現場打コンクリート ボックスエ	幅(内法)W	-30		t ₃
	高さ h	± 30		
	延 長 L<20m L≥20m	-50 -100		t ₄ †
	基準高▽	±30	施工延長 40mにつき 1 箇所。 施工延長が 40m以下のものは 1 施工箇	├ L
	※ 幅 W	-50	所につき2箇所測定。 ※印は現場打部分のある場合。 延長は1施工箇所ごとに測定。	
	※高 さ h	-30		
プレキャストボック ス工	延 長 L	-100		

6. 街築工(注:占用工事の場合は、各管理者の基準によること)

測定	対象	規格値	管 理 基 準	摘 要		
工種	測定項目	说 相 他 (単位 mm)		1 间 女		
管きょ工	基準高▽	± 20	基準高は、人孔(ます)ごとに測定する。その他は人孔(ます)間で1箇所の割合で測定する。			
	幅 a	- 20		基 準 高 高 高 高 高		
	高 さ h	- 20		高高高		
	延 長 L	-100		k a k a 		
場所打側溝	基準高▽	± 20	延長40mごとに1箇所の割合で測定する(原則として測点で測定す	k A		
	幅 A , a ₃	– 20	る (* a: * a: * a:		
	高 さ h1, h2	– 20	する。			
	厚 さ a1, a2	- 10		h ₁		
	波 長 L	-100		<u></u>		
・人 孔・集水ます	基準高▽	± 20	1. 人孔については、各人孔ごとに 測定する。			
米がより	※幅 A, a ₃	- 20	2. 集水ますについては2箇所に 1箇所の割合で測定する。			
	※高 さ h1, h2	- 20				
	※厚 さ a1, a2	- 10	※は現場打ちのみ	h₁ 基 準 h₁ 高		
				準 h i 高 h i a 3 和 a 2 和 a 3 和 a 2 和 a 2 和 a 3 和 a 2 和 a 3 和 a 2 和 a 3 和 a 2 和 a 3 和 a 2 和 a 3 和 a 2 和 a 3 和		

測定	<u> </u>	規格値	管理基準	摘
工 種	測定項目	(単位 mm)		
・路 面 エ ・街 き ょ	基準高▽	± 20	延長40mごとに1箇所の割合で測定する(原則として測点で測定す	歩道止石・境石 街きょ 植樹帯縁石
・歩道止石・縁	幅 A a1, a2	— 20	る) 延長40mのものは2箇所測定す	
- 境 石	高 さ h1, h2	- 20	る。 施工延長300m以上の場合は、60m に1箇所の割合で測定する。ただ	
	延 長 L (境石は除く)	-100		$ \begin{array}{c c} \hline $
地下排水工 (暗渠工)	基準高▽	± 20	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所	//// \
	延 長 L	-100	1 施工箇所毎	○○○○○ 基準高
・プレキャストU型側溝 ・プレキャスト皿型側溝 ・コルゲートフリューム ・自由勾配側溝 ・特殊円形側溝 ・側溝蓋	基準高▽	± 20	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	▽基準高
·管(函)渠型側溝 ·L型側溝 ·L型 街 渠 工 ·L O型街渠工	延 長 L	-100	1 施工箇所毎	88 基準高

測定	対	象	規格値	管 理 基 準	摘 要
工種	測定項目		(単位 mm)		
街路灯設置工 標識設置工等	基	幅 a	- 20	3 箇所に 1 箇所の割合で測定する (標識は、1 箇所毎に測定する)	
	礎	高 さ h	- 20		
		根入長	設計値以上		
	設置高さ H		設計値以上		h H H H H H H H H H H H H H H H H H H H
ビーム等取付		長 L		1 箇所/施工箇所	H H
	取付高さ		+30 -20		
ハンドホールエ	基	準 高 ▽	± 30	1 箇所毎。	
区画線工	厚さ(浴	さ t 容融式のみ)	設計値以上	各線種毎に1箇所、テストピース により測定。	
	幅	W	設計値以上		

7.舗装工(注:占用工事の場合は各管理者の基準によること)

	音	式験(測定)対象			規格伯	直		
	工種	試験(測定)項目	試験(測定) 方法	単位	個々の測定値	測定値 の平均値	管理基準	摘要
		基準高	舗装調査・試験	mm	±40 以内	_	延長 40mごとに 1 箇所の割合で測定する。 (原則として、測点で測定) 施工延長 40m以下のものは、2 箇所測	値は、各層に 対するもので
下原		幅	法便覧((社)日本道路協会)	mm	- 50 以内	_	定する。	ある。舗装の総厚
		厚さ		mm	-45 以内	- 15 以内		の平均値は、設計値を満足
上層路		幅	JJ	mm	-50 以内	_	延長 40mごとに 1 箇所の割合で測定する。 (原則として、測点で測定) 施工延長 40m以下のものは、2 箇所測 定する。	するものとする。
路盤	松 皮	厚さ		mm	-25 以内	- 8 以内		
		幅		mm	- 50 以内	_	延長 40mごとに 1 箇所の割合で測定する。 (原則として、測点で測定) 施工延長 40m以下のものは、2 箇所測定する。	
	アスファルト安定処理	厚さ	n	mm	- 15 以内	- 5 以内	1000 m ² に 1 組(3 個以上/1 組、試験省略限度 500 m ² 未満)の割合で測定する。(※) ※試験省略限度を考慮し、頻度は下記のとりとする。 りとする。 の㎡以上 500 ㎡未満 省略限度 500 ㎡以上 1,500 ㎡未満 1 組以上 1,500 ㎡以上 2,500 ㎡未満 2 組以上 2,500 ㎡以上 3,500 ㎡未満 3 組以上 :	お!

- 20 -

	=====================================	式験(測定)対象			規格信	直		
	工種	試験(測定)項目	試験(測定) 方法	単位	個々の測定値	測定値 の平均値	管理基準	摘要
上層路盤	セメント安定処	幅	舗装調査・試験 法便覧 ((社)日	mm	-50 以内	_	延長 40mごとに 1 箇所の割合で測定する。 (原則として、測点で測定)	は、各層に対す
盤	理	厚さ	本道路協会)	mm	-25 以内	- 8 以内	施工延長 40m以下のものは、2 箇所測 定する。	るものである。 舗装の総厚の 平均値は、設計
基層	加熱アスファル	幅 "		mm	-25 以内	_	延長 40mごとに 1 箇所の割合で測定する。 (原則として、測点で測定) 施工延長 40m以下のものは、2 箇所測定する。	平均値は、設計値を満足するものとする。
	卜混合物	厚さ		mm	-9 以内	- 3 以内	1000m ² に1組(3個以上/1組、試験省略限度 500m ² 未満)の割合で測定する。(※)	
表層		幅		mm	-25 以内	_	延長 40mごとに 1 箇所の割合で測定する。 (原則として、測点で測定) 施工延長 40m以下のものは、2 箇所測定する。	
	加熱アスファル	厚さ		mm	-7 以内	- 2 以内	1000m ² に1組(3個以上/1組、試験省略限度 500m ² 未満)の割合で測定する。(※)	
	ト混合物 (各舗装共通)	路面の平坦性	n	mm	各車線ごと (標	2.4 以内 连编差)	1. 平坦性は、3 mプロフィルメーターにより各車線について測定する。記録紙(原図)を添えて測定結果を報告する。 2. 施工延長 100m未満の場合は、監督員の指示により試験を省略しても良い。 3. 測定箇所は、監督員の指示による。	

8. 塗装工

測定	対象	規格値	管 理 基 準	摘要
工 種	測定項目	(単位 mm)		,,,
工場塗装工	塗膜厚	1.ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上とする。 2. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上とする。 3. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えてはながはない。 4.1.2.3の3条件のいずれかがを行ってはない。 4.1.2.3の3条件のいずれかがを行って場合は、高合は、高い場合は、最上層の関連を表していました。 5. 上記の測定に適合してから再測定を行う。	する。	工場塗装終了時に測定。 ただし、工場で上塗りまで塗装する 場合は、下塗り終了時と上塗り終了 時に測定。 なお、鋼橋塗装便覧にいうC塗装系 の場合は無機ジンクリッチペイント の塗布後にも測定。
現場塗装工	同上		1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当りの測点数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。	塗装終了時に測定。

別 表-2

品質管理基準

〔注〕1. 「指定された試験研究機関」とは、原則として公的な第三者試験研究機関をいう。 ただし、公的な第三者試験研究機関の所在地が、材料の搬入経路から特に離れている場合等利用に不便な場合は、大学の研究室又は試験設備を有する製造業者等を利用できるものとする。

なお、試験設備を有する製造業者等を指定した場合は、監督員の立会いを要する。

- 2. 「**試**」の表示のある「指定された試験研究機関で試験を受ける材料」の試料採取・供試体の作成については、 監督員の指示を受けること。
- 3. 「**指**」の表示のある「試験(測定)項目」の試験(測定)に当たっては、試料採取箇所の指定、立会いの有無等について、監督員の指示を受けること。
- 4. アスファルト混合物事前審査制度実施要領(試行)に基づき、事前審査を行ったものについては、試験成績表等の提出を省略できるものとする。
- 5. 試験(測定)方法欄における「便」とは、「舗装調査・試験法便覧(社)日本道路協会」をいう。
- 6. 適用欄における「品質証明書等」とは、工場の社内規格に基づいた「強度管理表」及び「強度管理図」(それぞれ2ヶ月間程度)をまとめたものを示す。
- 7. 舗装工事における工事規模の考え方は、次のとおり(「舗装施工便覧 10-2-2 管理の考え方」参照)
 - ・中規模以上の工事:管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10000㎡ 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3000 t 以上の場合 が該当する。
 - ・小規模工事:管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数 日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 施工面積で2000m²以上10000m²未満
 - ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3000 t 未満
 - ・ごく小規模な工事:小規模工事未満の工事で、管理結果を施工管理に反映させることが困難な 工事をいい、同一工種の施工が1日~2日程度で完了する場合が該当する。
- 8. 試験(測定)方法、管理基準、確認方法欄における「土木材料仕様書」とは、東京都建設局発行の土木材料仕様書をいう。

1. コンクリート及びコンクリート舗装の品質管理

-	工 種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘 要
コンクリ	材料	骨材・セメン	アルカリ骨材反応対策		「アルカリ骨材反応抑制対策」 使用骨材について1回/年以上及び産地の変更又は品質の変化の都度試験を行う。	信頼できる試験機関の行った試験 成績書ミルシート等により確認す る。	土木工事標準仕様書 「第2章 第13節 一 般用レディミクストコ ンクリート」参照
ト エ		1	骨材の密度及び吸水率 試験 粒度	JIS A1109 JIS A1110 JIS A5005		試験成績表により判定する。 供給者別に試験成績表を提出す る。	コンクリート用砕石、 高炉スラグ粗骨材、砕砂及び高炉スラグ細骨 材の場合のみ必要
			(骨材のふるい分け試験) すりへり減量 硫酸ナトリウムによる	JIS A5005 JIS A1121 JIS A5005 JIS A1122			コンクリート用砕石の 場合のみ コンクリート用砕石及
			骨材の安定性試験 洗い試験 (骨材の微粒分試験)	JIS A5005 JIS A1103 JIS A5005			び砕砂の場合のみ
			砂の有機不純物試験	JIS A1105	標準色より淡いこと 濃い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用でき る。		洗砂の場合のみ必要
			モルタルの圧縮強度に よる砂の試験	JIS A1142	圧縮強度の90%以上		
			骨材中の粘土塊量の試 験	JIS A1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		
			骨材の比重1.95の液体 に浮く粒子の試験	JIS A1141	コンクリートの外観が重要 な場合:0.5%以下 その他の場合:1.0%		

_	工 種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘 要
		骨	セメント物理試験	JIS R5201	当該セメントのJIS規格による	試験成績表により判定する。 供給者別に試験成績表を提出す る。	
	材料	材 •	ポルトランドセメント の科学分析	JIS R5202	当該セメントのJIS規格によ る	v °	
		セメント	練り混ぜ水の水質試験	JSCE-B101又は JIS A5308の付属書9	JSCE-B 101又は JIS A5308の付属書9		
コン		レディミク	示方配合		土木工事標準仕様書による	配合報告書を作成し、承諾申請書により確認する。	重要な構造物の場合 は、特記仕様書により 試験練りを行い確認す る。
クリート工	施工	ストコンクリート	運搬・打設時間	運搬車ごとに確認	外気温25℃を超える場合: 1.5時間以内 外気温25℃以下の場合:2時間を超えないものとする。 時間は、練り混ぜ開始から 打ち込みを終えるまでとする。	発時刻と打ち込み完了時刻を「搬入打設状況報告書」により確認する。	
			「指」スランプ試験	JIS A1101	スランプの許容差は以下の 通りとする。 5cmの場合:許容差±1.5cm 8cm、12cm又は15cmの場合: 許容差±2.5cm	立会い又は「搬入打設状況報告 書」により確認する。 構造物の重要度と工事の規模に 応じて50m ³ 1回、及び荷下し時 に品質変化が認められたとき。	
			空気量測定	JIS A1116 JIS A1118 JIS A1128	許容差: ±1.5%		

=	 L 種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	 摘 要
_	上 1里	レディミクストコンクリ	塩化物総量規制	土木工事標準仕様書P63	原則0.3kg/m³以下	試験結果により確認する。 午前・午後、各1回ずつ行う。 コンクリートの打設が午前と午後 にまたがる場合は、午前に1回打設 前に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の場合は、 午後の試験を省略することが出来 る。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値]问 女
コンクリート工	施工	ソート	「試」圧縮強度(一般用) 「試」曲げ強度(舗装用)	舗装試験法便覧4-11-3 JIS A1106	1回の試験結果は、指定した呼び強度の値の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 なお、1回の試験結果は3本の供試体の試験値の平均値で表す。	試験機関により判定する。 試験回数は、コン配合が異なる毎に次により行う。 ①鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタき1回時及び100 m³と端数につき1回記ない。 の目打設が100 m³を超えない場合でも1日2回(午前、午後)行うこと。 ②上記①以外のコンクリートは、打設1日につき1回行う。 練石は1エ事出標に応じ1~3回程度とする。 ③テストピースは、打設の直前で採取することが望ましい。(3本/1組)	無筋コンクリートに限り、1工種辺りの場合は、1工種1回の場合は、1工種1回以上。 スは、レディーミクスの 質証明等のみとする事ができる。 テストピースは、JIS A1115により採取する。
		-	ひび割れ試験	スケールによる測定	構造物の環境条件、かぶり 及び鋼材の種類に応じ、要 求性能を損なわない許容値 の範囲内であること。		

	<u>工</u>	重	試験	(測定) 項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	 要
6.4					目視、ノギス等に	熱間押抜法以外の場合	立会確認により判定する。	
鉄	施	施			よる計測。	①軸心の編心が細い方の鉄筋径の	モデル供試体の作成は実際の	
					(詳細外観検査)	D/5以下。	作業と同一条件同一材料で行	
						②膨らみが1.4D以上。	う。	
筋		エ				③膨らみの長さが1.1D以上	鉄筋メーカー、圧接作業班、	
						④膨らみの頂点と圧接部のずれが	鉄筋径毎に自動ガス圧接の場	
						D/4以下。	合は各2本、手動ガス圧接の	
ガ	工	前				⑤著しい垂れ下がり、焼き割れ、	場合は各5本のモデル供試体	
						折れ曲がりがない。	を作成し、実施する。	
			外観討	大 験(検 査)		熱間押抜法の場合		
ス		試				①膨らみを押抜いた後の圧接面に		
						対応する位置の割れ、線状きず、		
						へこみがない。		
圧		験				②膨らみの長さが1.1D以上		
						③著しい折れ曲がりがない。		
						④軸心の編心が細い方の鉄筋径の		
接						D/5以下。		
						⑤オーバーヒート等による表面不		
			71 75 3	Δ= A= A	TTG 70100	整がない。 全数がJIS G3112に規程する母材強		
			引 張 討	以)	JIS Z3120	全級かJ18 63112に規程する母材強		
						及以上であること。		

_	工種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘 要
鉄	施	施			各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不	立会確認により判定する。 検査従事技術者は、(社)日 本継手協会「鉄筋ガス圧接部 の超音波探傷検査技術者技量	規格値を外れた場合は下記による。 不合格ロットの全数につ
筋		エ			合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。	の超音波採傷快査技術有技事 資格検定試験実施規定」による有資格者とする。 超音波探傷検査は、抜取検査	いて超音波探傷検査を実 施し、その結果不合格と なった箇所は、監督員の 承諾を得て補強筋(ラッ
ガ	エ	後	超音波探傷検査	JIS Z3062	ただし、合否判定レベルは基準 レベルより-24db感度を高めたレ ベルとする。	を原則とする。 抜取検査は各ロット30箇所 とし、1ロットの大きさは約 200箇所程度を標準とする。	プ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。
ス		試				ただし、1作業班が1日に 施工した箇所を1ロットと し、自動と手動は別ロットと	
圧		験				する。	
接			外 観 試 験 (検 査)	目視、ノギス等による計測。 (詳細外観検査)	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の編心が細い方の鉄筋径 のD/5以下。 ②膨らみが1.4D以上。 ③膨らみの長さが1.1D以上 ④膨らみの頂点と圧接部のずれがD/4以下。 ⑤著しい垂れ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない。 熱間押抜法の場合 ①膨らみを押抜いた後の圧接状きず、かっこみがない。 ②膨らみがを増置の割れ、線はきず、かっこみがない。 ②膨らみがながない。 ②膨らみがながない。 ②膨らみがあれず、からみがない。 ②膨らみがあれるがない。 ③著しい編心がありがない。 ④軸心の編心がありがない。 ④軸心の細心がありがない。 ⑤オーバーヒート等による表面不整がない。	立会確認により判定する。目視は全数実施する。特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	規格値を外れた場合は下記による。 ①④⑤は、監督員の承諾を得て補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるかに接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱して修正する。 詳細外観検査は、圧接箇所数の5%以上について実施する。

2. 軌道工事の品質管理

	10 11 12 12 13 14 14 15 15 15 15 15 15										
	工種 試験(測定)項目 試験(測定)方法							確認方法	摘要		
	1L	44-				試験片として当	局の支給	する750mm		当該工事の特記仕様書に記	1
	施	施				レール2本を工	事と同一	条件でガ		載がある場合はそれに従う	,
						ス圧接したもの	を2組作	成する。		こと。	
						①溶接部におい	ては、ブ	ルネリ硬			
1		工				度で229以上					
						3 4 以上とする	-				
			硬 さ 試 験			②母材影響部の	•	ブルネ			
ル	工	後				リ硬度で210		•			
1							-	ノコノ股			
						度で32以上と	, - 0	v =575 7 °			
ديد		4 <i>=</i>				③硬さ測定位置	は、レー	ル 期 貝 面			
ガ		試				に位置づける。					
									当局立会確認及び試験成績		
						試験片をスパン	1 mの台	座に乗せ	表による。		
ス		験				圧接中央部を加	圧して破	壊強度を			
						求めるものとし	、下表以	上とす			
						る。		•			
圧						- ^ッドアップ(姿勢	勢)の場合				
/			************************************			種別	荷重	たわみ			
			静的曲げ試験		1年 カリ		104705				
接						熱処理レール	980kN	9mm			
ぼ											
						2014	0001 N	0.5-			
						その他	980kN	25mm			
						· ^ッドダウン(姿勢	<u>-</u> 勢) の場合				
						種別	荷重	たわみ			
							,,	,			
						熱処理レール	882kN	8mm			
							004KIN				
						その他		20mm			
						「C VノTILL 	882kN				
							ı				
						熱処理レール及びHHレールにつ					
						いては、少数の場合試験を省略す					
						ることができる	0				-
	1	1		<u>l</u>		l			1	l	

-30-

工種		活	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘 要
V	施施	施	外観検査	_ IF WOOK (1897AL) //1A	圧接部の表面に亀裂、有害な傷及 びガス切断による食い込み等がな いようにする。	当局立会確認により判定する。	当該工事の特記仕様書に記載がある場合は、それに従うこと。
ル	エ	工後			溶接部の仕上り精度は、下表のと おりとする。 項 目 仕上り精度 頭部軌間 1 mの直線定規で		(不合格の場合の処理) 立会の結果が不合格となっ た場合、当該施工箇所から 両側に100m以上離れた場所
ガ		試	仕上り検査		線側の通 ±0.5mm以下 り		でレールを切断し、再度溶接を行う。
圧		験	浸 透 検 査		圧接部を洗浄液でよく洗い、拭き 取り後、赤色の浸透液をスプレー する。さらに、浸透液を拭き取り 現像液をスプレーしたとき、赤色 を残さないようにする。		
接			磁粉探傷検査	JIS G0565	有害な欠陥磁粉を生じさせないこと。		
			硬 さ 試 験		①焼き入れレールの熱処理後頭頂面硬さは、硬化部において下表のとおりとする。 種別 ※ブル沖硬度 ショア硬度 HH370 331~388 49~56 HH340 321~375 47~53 ※ブルネリ硬度は、ショア硬度からの推定値 ②硬さ測定位置は、レール頭面における当局の指定する位置とし、溶接箇所ごとに測定し、監督員に報告する。なお、所定の強度が得られない場合は、監督員の指示に従うこと。		

	工種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
1	施	施工	外 観 検 査 仕 上 り 検 査 浸 透 検 査		レールガス圧接に準じる。	当局立会確認により判定する。	(不合格の場合の処理) 立会の結果が不合格となった場合、当該施工箇所から両側に100m以上離れた場所でレールを切断し、再度溶接を行う。
ルドサミ	工	後試	超音波探傷検査		溶接部のレール頭頂面に斜角又は 垂直探触子をあて、溶接範囲を除 々に移動させながら反射波形を観 察する。この時、溶接欠陥が認め られる反射波形があってはならな い。		 女 と 1
ット		験			一探触子法による検査だけではなく、頭部側面及び底部側面からの 二探触子法により検査を行う。		
溶							
接							

	工 1	重	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘 要
V	施	施	外観検査		溶接部の表面には、亀裂、アンダーカットなどの有害な傷があって はならない。	当局立会確認により判定する。	(不合格の場合の処理) 立会の結果が不合格となっ た場合、当該施工箇所から
ル		工	仕上り検査				両側に100m以上離れた場所 でレールを切断し、再度溶 接を行う。
ア	エ	後	浸透検査		溶接部のレールを二探触子法によ		13, 2, 11, 7, 0
 		試	超音波探傷検査		り超音波探傷し、反射波形を観察 する。なお、頭部のみの溶接は一 探触子法でもよい。この時溶接欠 陥が認められる反射波形があって		
溶		験			はならない。		
接							

1
ω
4

-	工	種	試験(測定) 項目	試験(測定)方法		管理基準	性		:	確認方法		摘	要
道	材		粒度試験		JIS Z 8801	フルイの呼び	標準網		単位mn	n 重量百分≅	ž.		細長い石片を	う角性に富 耳平な石片及び 含まない安山
床	料					種別	63. 0	53. 0	37. 5	26. 5	19. 0		岩とする。	
砕						道床砕石	100	80~100	35~73	0~40	0~5			
石						試験成績表により判定する。 乾燥した試料30kgにつき各種ふるいに通し、 百分率で表す。 ①針金の径、ふるい目の開きはJIS Z 8801(標 ②「乾燥した試料」とは、100℃~110℃の温度で るまで十分乾燥させ、冷却した試料をいう。				8801(標 の温度で	準ふるい)	による。		
			物理的性質	単位容積重量	JIS A 1104	試験成績表 JIS A 1104 乾燥した 内径35cm、 な床 ら落と しま りする。 単位容積重 試験成績表	(骨材の 料50kgを ないこク 次にクラ 次に を容器に 量の規定	単位容積 よよ高31cm ートを5cm ・満たし、 値は1.4t	し、これ の金属製 の上にそ 上げてか 重量を計	ルを1/3(記円筒容器 この底面の いら落とす トり 1 m ³	3層)ずっ に入れて 一端を 5。 。これを	つに分けて 強固で水平 cm上げてか 各層50回繰		
						吸水耐圧試 で乾燥し、 5℃~25℃の	験に用い 室温まで 水中に を拭い る。 W	いた供試体 で冷やし2 96時間浸し いって、空	空気中で レ吸収され 空気中で記	計った重 せた後、吸 計った重 	量をW ₁ と が、性の高 量をW ₂ と	量になるま とし続いて1 い布で目に して次式に		

		試験(測定) 項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘	要
道	材		摩損率試験		試験成績表により判定する。 ふるい目ごとに規定の比率を標 になるようにする。			
床	料				次に内径710mm、内側長さ510mm 個と共に投入し、これを水平回 で1000回転させた後、開き1.7m 洗い、乾燥して計った重量をW			
砕石		ሁ			摩損率(%) = $\frac{W_1 - W_2}{W_1}$ ×	$100 \le 27\%$		
		物理的性質			は5000±25gとする。	重量390〜445gとし、その全重量 スアンゼルス試験機による粗骨 器具による。		
			硬度試験			三転する。		
					硬 度= $\frac{W_1-W_2}{W_1}$ $\times 1$	00 \geq 17		

工種	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理	基準		稻	全認方法		摘	要
道材料床	吸水耐圧強度試験		試験成績表によ 直径25mm、高さ8 破壊したときのり り算出する。 耐圧強度=	り判定する。 50mmの96時間吸 王力をPとし、 P —— (KN/A A とは、清水中に	試料のB cm²) ≧	式料に月 断面積を 7. 9	E力を加 EAとし kN/cm	1え、試料 て次式に ²	をよ	
石	正縮粉砕率試験		 (本) (本)	Part	L 入反を2 用 に 別 開 に に れ対容分 い 普 加線 が は を る に は を る に に は に に に に に に に に に に に に に	圣220mm. 全220mm. を50mm. 上3を 対)でれ ✓II と連ま と連ま を表示している。 がある。 を表示している。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、	、こけ。取 グ粒 ま面 2 り的き 19.0 2の落れ除 フ残 る(とには1. 19.0)	80mm、肉原 80mm 80mm 180mm 80mm 180mm 80mm 80mm 180mm 8	早端テ)を 軸線 求	

3. アスファルト舗装の品質管理

	種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘	要
下層路盤工(材料	クラッシャラン	すりへり減量 粒度 修正CBR	便2-A005 便2-A003 便4-F001	基準値は土木材料仕様書による。	施工前及び材料変更時に試験 成績表(供給者別)により判定 する。 必要と認めたときは、ふるい 分け試験を行い425μmふるい通 過部分の塑性指数を確認する。		
(クラッシャラン・再生クラッ		再生クラッシャラン	比重及び吸水率 すりへり減量 粒度 修正CBR 塑性指数	便2-A001 便2-A002 便2-A005 便2-A003 便4-E001 便4-F005	基準値は土木材料仕様書による。	施工前及び材料変更時に試験 成績表(供給者別)により判定 する。 必要と認めたときは、ふるい 分け試験を行い425 µ mふるい通 過部分の塑性指数を確認する。		
シャラン)								

工	種	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
下層路盤工(クラッシャラン・	施	締固め度(%) (現場密度の測定)	便4-G021	1. 中規模以上の工事 500㎡につき1回の割合で 行う。 2. 小規模工事 異常が認められたとき。 締め固め度(%) 最大乾燥密度に対して X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上		締め固め度は 10 個の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足しなければならない。また、 10 個の測定値が得がたい場合は、 3 個の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足していなければならないが、 X_3 が規格値を外れた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。
再生クラッシャー	エ	プルーフローリング	便4-G023	中規模以上の工事:随時 下層路盤仕上げ後、全幅全 区間について実施する。		締固め状態の確認試験である。 ただし、荷重車については、 施工時に用いた転圧機械と同 等以上の締固め効果を持つロ ーラやトラック等を用いるも のとする。
ラン)		平板載荷試験	便1-S042	500㎡につき1回の割合で行う。	試験結果表により確認する。	必要に応じて行う。 セメントコンクリートの路盤 に適用する。 確認試験である。
		粒度	便2-A003	中規模以上の工事: 異常が認められたとき。 基準値は土木材料仕様書に よる。		
		塑性指数	便4-F 005	中規模以上の工事: 異常が認められたとき。 塑性指数:6%以下		
		含水量	便4-F 003	中規模以上の工事: 異常が認められたとき。	設計図書による。	確認試験である。

工程	É	試題	険 (測定) 項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘 要
盤工(再生	再生粒度調整砕石	比重及 U すりへり 塑性指数 粒度 最大乾度 修正 C B) 減量 女 操密度	便2-A001 便2-A002 便2-A005 便4-F005 便2-A003 便4-F007 便4-E001	基準値は土木材料仕様書による。	施工前及び材料変更時に試験成績表(供給者別)により判定する。 必要と認めたときはふるい分け試験を行い425μmふるい通過部分の塑性指数を確認する。	
粒度調整砕石)	在	「指」系	声固め度	便4-G021	1. 中規模以上の工事 500㎡につき1回の割合で行う。 2. 小規模以下の工事 異常が認められたとき。 締め固め度(%) 最大乾燥密度に対して X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上	試験結果表により確認する。	締め固め度は10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は、3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足していなければならないが、X ₃ が規格値を外れた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。
=	Ľ	粒 度	2. 36 mm 75 μm	- 便2-A003	中規模以上の工事:定期 的又は随時(1回~2回/日) 小規模以下の工事:異常 が認められたとき。	試験結果表により確認する。	
		平板載荷	方試験	便1-S042	500㎡につき1回の割合で行う。	試験結果表により確認する。	必要に応じて行う。 セメントコンクリートの路 盤に適用する。
		塑性指数	¢	便4-F003	観察により異常が認められ たとき。	試験結果表により確認する。	
		含水量		便4-F003	観察により異常が認められたとき。	試験結果表により確認する。(設計図書)	

工	種	Ì	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘	要
上	材	骨	すりへり減量		基準値は土木材料仕様書	施工前及び材料変更時に試		
層		材	(単粒度砕石の場合のみ)	便2-A005	による。	験成績表(供給者別)により		
路	料		粒度	便2-A003		判定する。		
盤	17	セメ	セメントの圧縮強さ、その	便2-A091		ただし、必要と認めたとき		
エ		ン	他の物理試験			は突固め試験を行う。		
<u></u>		7						
セメ		フラ	粉末度	JIS A6201				
ン		ライ	湿分					
\(\)		ア	強熱減量					
処		ッシ						
理		ユ						
混		石	水分	便2-A012				
合		炭	比重	便2-A010				
物		•	粒度	便2-A009				
		石		2 11000				
		粉						
		混	最大乾燥密度	便4-E011				
		合	粒度	便2-A003				
		物	含水比	便2-F003				
			一軸圧縮試験	便4-E013				
			骨材の修正CBR試験	便4-E012				
			塑性指数	便4-F005				
			「44. 豆类45 皮皮	压4. 下010		34FA7T #### (11 44/44 TT ##############################		
	施		「試」圧縮強度・密度	便4-E013	・中規模以上の工事:施工 前、材料変更時	試験研究機関の試験結果に より判定する。		
					・	より刊足りる。 試験省略限度以下の場合		
	工				前	は、試験成績表を提出し、そ		
					100㎡ に1回の割合で指	れにより判定する。		
					定された試験研究機関に試	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
					料(3本/1回)を送り試			
					験を受ける。			
					(試験省略限度30㎡)			
					基準値は土木材料仕様書に よる。			
					よる。			

I.	種	試騎	険 (測定) 項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘 要
上層路盤工(セメント処	施工	「 指 」締 (現場密	 透 透 で で で で で で で で で で	便4-G021	1. 中規模以上の工事 500㎡につき1回の割合で行う。 2. 小規模以下の工事 異常が認められたとき。 最大乾燥密度に対して X_{10} 95%以上 X_6 95.5%以上 X_3 96.5%以上		締め固め度は10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は、3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足していなければならないが、X ₃ が規格値を外れた場合は、さら下一タを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。
理混合物		粒度	2. 36mm	— 舗装試験法便覧 便 2-A003	中規模以上の工事:定期 的又は随時(1回〜2回/日) 小規模以下の工事:異常	試験結果表により確認する。	
		型 及	7 5 μm		が認められたとき。 基準値は土木材料仕様書に よる。		
		含水量 セメント量試験		便 4-F 003	観察により異常が認められたとき。	設計図書による。	
				便4-G024 便4-G025	中規模以上の工事: 異常が 認められたとき。 (1回~2回/日) 基準値は土木材料仕様書に よる。		

	I	. 種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘 要
	上 層 路	材	骨	比重及び吸水率 (単粒度砕石の場合のみ)	便2-A001 便2-A002	基準値は土木材料仕様書に よる。	施工前及び材料変更時に試験 成績表(供給者別)により判 定する。	
	路盤・井	料	材	すりへり減量 (単粒度砕石の場合のみ)	JIS A1121 便2-A005			
	基 層 •			塑性指数(PI) (スクリーニングスの場合のみ)	便4-F005			
	表 層 工			粒度	便2-A003			
	立			骨材の単位容積重量試験	便2-A023	当初及び変動が認められる 場合に行う。		
				骨材の形状試験	便2-A008	細長あるいは扁平な石片 10%以下		
				骨材の中に含まれる粘土 の塊質量の試験	JIS A1137	0.25%以下		
		-	フィ	水分	便2-A012	基準値は土木材料仕様書に よる。	施工前及び材料変更時に試験 成績表(供給者別)により判	
			ラー	比重	便2-A010		定する。	
			'	粒度	便2-A009			
				塑性指数	便2-A011			火成岩を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。
				フロー試験	便2-A016			
				水浸膨張試験	便2-A013			
				剥離抵抗試験	便2-A014			
L								

工	種	Ì	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘	要
上層路盤	材料	石油アス	針入度 軟化点 伸度	便2-A041 便2-A042 便2-A043	基準値は土木材料仕様書による。	施工前及び材料変更時に試験 研究機関の試験結果により判 定する。		Д.
基層・実		アルト	トルエン可溶度 引火点	便2-A044 便2-A045				
表層工			薄膜加熱質量変化率 薄膜加熱針入度残留率 蒸発質量変化率	便2-A046 便2-A047				
アスファ			蒸発後の針入度比	便2-A048 便2-A050				
ルト処理混合物			**	便2-A049				
物 								

I	工 種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘 要	
上層路盤	材料	ポリ	針入度	便2-A041	基準値は土木材料仕様書に よる。	施工前及び材料変更時に試 験研究機関の試験結果により		
路		7	軟化点	便2-A042		判定する。		
•		74	伸度	便2-A043				
基層		改 質	引火点	便2-A045				
層•		ア	薄膜加熱質量変化率	便2-A046				
表層		ス	薄膜加熱針入度残留率	ÆRO A OF 7				
層工		ファ	タフネス テナシティ	便2-A057				
		ル	粘度(動粘度又はセイ	便2-A049				
		1	ボルトフロール秒)・	便2-A050				
(アア)		I 型	密度					
ススフフ		至						
/ アルト処理混合物/アルト混合物								
処混			 針入度	便2-A041	基準値は土木材料仕様書に	施工前及び材料変更時に試験研究機関の試験結果により 判定する。		
混物			軟化点	便2-A042	よる。			
台物		ポ	伸度	便2-A043				
		ルリ			1			
		7	薄膜加熱質量変化率	便2-A046				
		一改質	薄膜加熱針入度残留率	/To				
			タフネス テナシティ	便2-A057				
		質ア	お度(動粘度又はセイ					
		スフ	ボルトフロール秒)密	便2-A050				
		ア	度					
		ルト						
		Π						
		型						

	工種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘	要	
		ぱん	針入度	便2-A041	日生坐午	施工前及び材料変更時に試験	ilei	女	
上層路盤	料	リーグリー	軟化点	便2-A042	基準値は土木材料仕様書に	研究機関の試験結果により判			
路		マ着	伸度	便2-A043	よる。	定する。			
盤		上生	引火点	<u> </u>					
•		改改	薄膜加熱質量変化率	便2-A045					
基層		質善	薄膜加熱針入度残留	_ 便2−A046					
•		アア	率						
表層工		スス	タフネス	便2-A057					
層		フフ	テナシティ						
		アア	60℃粘度・密度	便2-A049					
		ルル		便2-A051					
		<u>}</u> ⊢ ⊢							
アア		型							
ススフフ		I							
アア		W							
ルルトト									
ルト処理混合物 関連に である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。									
埋 分 混 物									
合			Al a de	/r					
490		ポー	針入度	便2-A041					
,		リ高	軟化点	便2-A042					
		マ粘	伸度	便2-A043					
		一土改改	引火点	便2-A045					
		質質	薄膜加熱質量変化率	便2-A046					
		見りア	薄膜加熱針入度残留						
		スス	率	ETO A OFF					
		フフ	タフネス	便2-A057					
		アア	テナシティ	1					
		ルル	60℃粘度・密度	便2-A049					
		1 1		便2-A051					
		H							
		型							

		Ì	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路	材料	アス	「 指 」混合物の配合設計	舗装施工便覧	配合報告書を作成し、承諾 願を提出する。(粘度・温 度関係図を含む。)	土木材料仕様書と照合して 適合性を確認し承諾する。 試験研究機関の試験結果に	特に必要と認める場合 は、特記仕様書に基づ き、試験練りを行い確認
(盤·基層		アル	骨材の粒度	便2-A003	2回/日	より判定する。 省略限度以下の場合は、 日々の管理記録により判定す	する。
•		ト混	骨材の加熱温度		1回/日又は自記記録	る。 一骨材粒度・アスファルト量	
表層工		合物	アスファルトの熔解温度		1回/時又は自記記録	については配合報告書と照合 し判定する。	基準密度設定に必要な
アスフ		・アスファ	混合物の骨材粒度及び アスファルト量	便2-A003 便4-G028 便4-G029	1回/日(排出口)	品質管理として、生産者がは発験を行い、日本管理の記録	日々管理の記録は、「基準密度報告書」に添付する。
アアル		ルト処	混合物の密度 (基準密度)	便3-B008 土木材料仕様書	2回/日、午前・午後		
ト混合物		理	混合物の温度		1回/車(車の出発時)		
混合		混合物	「 試 」混合物の骨材粒 度	便2-A003	アスファルト混合物、アスファルト処理混合物、ドスファルト処理混合物、ドル理混合物、ドル・スファルトに舗装用アスファルトに関係を表現では、アスファルトには、第100mmには、11組(3を100mm。11組(3を100mm。11を11を11を11を11を11を11を11を11を11を11を11を11を	土木材料仕様書と照合して 適合性を確認し、承諾する。 試験研究機関の試験結果に より判定する。 省略限度以下の場合は、 日々管理の記録により判定す る。 骨材粒度、アスファルト量 については配合報告書と照合	試料の採取は、土木材料 仕様書による。
			「 試 」混合物のアスファルト量	便4-G028 便4-G029	(土木材料仕様書 瀝青材料の検査要領)	し判定する。	

工	種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘 要
上層路	材	再生加熱	再生混合物の配合設計	舗装再生便覧	配合報告書を作成し、承諾	土木材料仕様書と照合して適	
僧 ºぬ	料	生加			願を提出する。(粘度・温	合性を確認し承諾する。	
盤	177	熱			度関係図を含む。)		特に必要と認める
•		ア	再生混合物の製造前		1回/製造前	試験研究機関の試験結果によ	合は、特記仕様書に
基層		スフ	再生骨材のアスファルト			り判定する。	づき、試験練りを行い
/ <u>信</u>		ア	抽出後の骨材粒度	便2-A003		省略限度以下の場合は、日々	確認する。
表層		ĺ	旧アスファルト含有量	便4-G028		の管理記録により判定する。	
層工		上		便4-G029		骨材粒度・アスファルト量につ	
		混合	旧アスファルトの針入度	ASTM D 1856		いては配合報告書と照合し判定	
		合物		便2-A041		する。	
		•	再生骨材の洗い試験	舗装再生便覧			
		再生	で失われる量			品質管理として、生産者が試験	
再 再 \		加	再生用添加剤	JIS K2283	1回/1ロット	を行い、日々管理の記録を作成	
再 再 生 生 加 加		熱	(60℃動粘度、引火	JIS K2207	(供給者別)	し提出する。	
熱熱アア		アス	点、薄膜加熱後粘度比、	JIS K2283			
アアスス		ラ	薄膜加熱質量変化率)	JIS K2207			
フフ		ア	再生アスファルト	JIS K2207	1回/製造前		
アアルル		ルト	再生混合物の製造中				
k k		処	旧アスファルト含有量	便4-G028	1回/500 t		
型 混 理 合		処理混		便4-G029	ただし、1日間 の製造量		
混物		庭 合	旧アスファルト針入度	ASTM D 1856	が500tに満たない場合		
- 処理混合物		物		便2-A041	は1回/2日		
			洗い試験で失われる量	舗装再生便覧			
			混合温度		自記記録による		

工	種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
上層		再生	再生混合物の製造後			品質管理として生産者が試験を行い日々管理の記録を作成し、提供	
層路盤	材	生加熱	再生混合物の骨材粒度及び再生アスファ	便2-A003 便4-G028	抽出による場合: (1回/ 日)	する(自記記録装置による記録を	
•	料	ア	及及い再生ノヘノア	便4-G028 便4-G029	ロノ 自記記録による場合:(全	含む)	
基層		スフ			数)		
•		ア			ただし、混合物製造開始		
表層		ルト			直後及び500tに1回は		基準密度設定に必要な
工		混合物			抽出を併用し、自記記録と 対比確認する。		日々管理の記録は、
		物	再生混合物から回収	ASTM D 1856	1回/混合物製造開始直後及		「基準密度報告書」に 添付する。
		再	した再生アスファル	便2-A041	び1回/500 t		12011 1 2 0 0
再 再 生 加 加		再生加	トの針入度				
加加 熱熱		熱	再生骨材使用率	[自記記録(全バッチ)		
がアスス		アス	混合物の密度 (基準密度)	土木材料仕様書 便3-B008	2回/日、午前・午後		
ヘファ		フ	(盆中面灰)	(X0 B000			
ルル		アル	混合物の温度		1回/車(車の出発時)		
-処理混合物		卜処					
混物合		理混	「試」混合物の骨材粒	便2-A003	再生加熱アスファルト混合	試験研究機関の試験結果により	試料の採取は土木材料
物		合物	度		物、再生加熱アスファルト処理混合物は、3000㎡	判定する。	仕様書による
	施	190			に1組(3個以上/組、試		
			「 試 」混合物のアスフ ァルト量	便4-G028 便4-G029	験省略限度500㎡)の割		
	工		ノルド里		合でコアを採取し、指定された試験研究機関に送り試		
					験を受ける。		
<u> </u>							

工	工種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路盤	施	アスファ	到着温度、敷きならし 温度及び転圧終了時の 温度	温度計による	到着温度は運搬車ごとに 「搬入舗設状況報告書」に 記録し提出する。 配合設計で決定した温度	「搬入舗設状況報告書」により確認する。	
基層・表	工	ルト舗装、	「 指 」コア採取・密度 (締固め)	土木材料仕様書 便4-G005 便3-B008	1,000㎡に1組(3個以上)の割合で採取し、厚さ測定後密度試験を行う。 (試験省略限度500㎡未満)	立会確認するか、試験研究機関を指定して、その試験結果で確認する。	採取箇所は監督員の指 示による
(層工 アスファ		再生加熱アスファ			コアの採取は試験省略限度を考したおりとする。 500㎡未満 省戦 500㎡以上1,500㎡未満 1組 1,500㎡以上2,500㎡未満 2組 2,500㎡以上3,500㎡未満 3組 :	・	
ルト処理混合物		ルト舗装	「 指 」円柱供試体採 取・動的安定度	土木材料仕様書 便3-B003 舗装の構造に関する技 術基準	2,000㎡に1個の割合で、円柱供試体(直径20cm×5cm)を採取し、ホイールトラッキング試験を行う(試験省略限度500㎡未満)動的安定は3,000回/mm以上とする。		ポリマー改質アスファルトⅡ型を用いたアスファルト混合物に適用する。採取箇所は監督員の指示による。

「アスファルト混合物事前審査制度」について

1. アスファルト混合物の事前審査制度とは

工事の発注単位ごとに行われていたアスファルト混合物 (再生アスファルト混合物を含む) の品質を関東地方整備局長が指定した審査機関が事前に審査し、これを認定することによって工事ごとの基準試験及び書類の提出等を一部省略して、書類の内容チェック及び承諾等に関する監督業務を簡素化し、現場業務の改善を図ることや安定した品質の確保を目的として実施されている制度である。

平成6年度に施行された関東地方整備局をはじめ、現在では7地方整備局と33都府県およびその市町村が参画しており、東京都交通局も平成7年度より本制度に参画している。

2. 品質管理の方法

土木工事標準仕様書「第3章第5節 舗装工事」に記載されているとおり、工事にしようするアスファルト混合物については、アスファルトプラントの能力、精度、使用材料の種類、品質、配合等についてのアスファルト混合物配合報告書をあらかじめ監督員に提出し、承諾を得なければならないが、事前審査による認定を受けたものについては、認定書の写しを施工前に監督員に提出することによって、これに代えることができる。

なお、品質管理の具体的な基準については、「土木工事施工管理基準」 によって定めている。

以上